（様式第１号の３）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

　移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は豊丘村から求められた場合には、これに応じます。

２　豊丘村（UIJターン）就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還※します。

（1）全額返還

　　ア　偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

　　イ　移住支援金の交付申請日から、南信州（飯田下伊那）地域外に転出し、又は移住

支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合

ウ　創業支援金の交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還

移住支援金の交付申請日から、南信州（飯田下伊那）地域外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上５年以内である場合

※雇用企業等の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があると村長が認めた場合、又は移住支援金の交付を受けた者が引き続き南信州(飯田下伊那)地域に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から１年以上５年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから３か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではありません。

　　　　　年　　月　　日

　豊丘村長　様

申請者住所

氏名